

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
			担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）			建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠			
終期設定	有 無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。					
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの（区は、対象者に本事業の案内や協力依頼を行っている）					
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 参考：隅田川の延長 23.5km うち荒川区の接岸延長 約8.0km 都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。また、環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。					
経過	スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備済地区：西尾久（荒川遊園） 平成3年3月完成 252m 南千住（アクロシティ） 平成6年3月完成 235m 南千住北（プランヴェール） 平成11年3月完成 125m 町屋（マルエツ） 平成12年3月完成 110m 町屋六丁目（尾竹橋中跡地） 平成14年10月完成 127m 白鬚西（水神大橋下流） 平成15年3月完成 430m 白鬚西（汐入大橋上流） 平成17年3月完成 183m 白鬚西（汐入大橋～水神大橋）平成18年3月完成 517m 計2,099m（約26%） 事業中地区：東尾久（旭電化跡地）平成19年度完成予定 381m 南千住七丁目 40m 白鬚西（瑞光橋公園） 100m 計521m（約7%） 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流） 平成13年3月完成 122m 白鬚西（白鬚橋上流） 平成16年3月完成 383m 白鬚西（補助189沿い）平成17.18年3月完成 455m 計960m（約12%） 事業中地区：三河島（水再生センター裏） 202m（約3%） テラス整備 整備済地区：堤防完成箇所+荒川遊園延長（91m） 計3,150m（約39%）					
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点から水辺を再生し、区民に広く開放する必要がある。					
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	1,708		
【事務分担量】（%）					10	20		
合計（+）	0	0	0	0	862	1,708	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	1,708	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	テラス整備率（％）	29	39	39	44	50	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率（％）	27	37	38	43	48	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。 ・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
テラスの区内前面整備をめざし、都に強く働きかける	ウォーキングロード等として活用することで、荒川区と隅田川の関わりが深まり、水辺とふれあう魅力あるまちの創造を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

議会議決要旨	H19二定 テラスの連続性確保の要望
--------	--------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫														
			担当者名	川原 宏一	内線	2812														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）																				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	都市計画法																
終期設定	有 無	37 年度	法令等																	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画															
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]																		
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]																		
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]																		
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。																			
対象者等	木造住宅密集地域のうち 整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域 荒川地域 約573ha 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域 町屋・尾久地区 約280ha																			
内容	<p>当課の役割 ...当区の取組み状況を把握し、東京都に報告や計画修正の提案をする。</p> <p>計画の基本的考え方...延焼遮断帯となる道路等を整備し、防災生活圏を形成する。</p> <p>整備の方針 ...木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保する。</p> <p>整備の内容 ... 骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等）</p> <p>整備目標 ...整備地域においては2025年度までに不燃領域率70%を目指す</p>																			
経過	<p>平成 7年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 基本計画」策定</p> <p>平成 8年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 整備計画」策定</p> <p>平成 9年度 区 - 「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を受けて、調査を実施した（東尾久1丁目の区域）。</p> <p>平成 10年度 区 - 前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 事業化見合わせ</p> <p>平成 14年度 都・区 計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討</p> <p>同年12月 都 第5回地域危険度調査公表</p> <p>平成15年9月 都 改定後の基本計画公表</p> <p>16年3月 都 改定後の整備プログラム公表</p> <p>区内の重点整備地域における事業：新防火規制、不燃化、木造密集、近隣まちづくり 街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備 再開発町屋北（16年度末断念）、防災生活圏（18年度で終了）</p>																			
必要性	<p>区民の安全・安心まちづくりに、「負の遺産」といわれる木造密集地域の解消は欠かせない （参考）不燃領域率の変化 平成8年度 13年度 15年度 27年度目標 37年度目標</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">整備地域</td> <td style="width: 10%;">50%</td> <td style="width: 10%;">55%</td> <td style="width: 10%;">計画改訂に伴い</td> <td style="width: 10%;">54%</td> <td style="width: 10%;">70%</td> <td style="width: 10%;">70%</td> </tr> <tr> <td>重点整備地域</td> <td>43%</td> <td>49%</td> <td>エリア変更</td> <td>50%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> </tr> </table>						整備地域	50%	55%	計画改訂に伴い	54%	70%	70%	重点整備地域	43%	49%	エリア変更	50%	65%	70%
整備地域	50%	55%	計画改訂に伴い	54%	70%	70%														
重点整備地域	43%	49%	エリア変更	50%	65%	70%														
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）																			

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	0	0	0	0	862	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	854	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	町屋・尾久地区 延焼遮断帯形成率（％）	48	48	-	-	75	沿道の建築物が不燃化している割合
	町屋地区不燃領域率（％）	43	43	-	-	65	空地と不燃建築物から算出した燃えにくさの指数
	尾久地区不燃領域率（％）	48	48	-	-	65	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない ・事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画に位置づけることが重要である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	耐震偽装問題対策	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	マンション耐震問題対策費（35815001）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠	建築基準法、耐震改修促進法		
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	偽装された構造計算により耐震不足を抱えたまま建設されたマンションに関し、以下の対策を実施する。 居住者及び周辺住民の安全確保のための対策 建築基準法に基づく違反是正の指導 マンション居住者の生活再建を視野に入れた適正な支援 偽装された確認申請書の確認処理に関する法的な整理				
対象者等	グランドステージ町屋居住者（30戸）及び周辺住民				
内容	<p>区、東鉄工業株式会社（元請会社）、GS町屋対策委員会（マンション居住者代表）の三者による対策協議会を設置して、耐震改修工事に関する検討を重ねている。</p> <p>居住者等の安全確保のための対策及び建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事）の流れ スリット調査 基本計画策定 工法の選定 権利者調整 実施計画策定 日本建築防災協会による判定 仮住居の確保 移転 工事着手 竣工（違反是正完了）</p> <p>マンション居住者の生活再建等の適正な支援及び確認処理に関する法的な整理の流れ 居住者支援（協議会対応、補助事業の適用、早急な工事の推進）を行う一方で、全国的な債権整理の動向を勘案しながら、区、GS町屋、東鉄株の各々の裁判又はそれに準じた機関による審判に基づく責任の明確化及びその対処について検討を進めていく。</p> <p>なお、補助金の導入（助成）に際しては、居住者負担額の1/2を上限とした上で、居住者がユーザーの破産管財人から受ける債権の配当率と同率を助成金から控除することとした。また、責任が明確になるまでの支援は、地元自治体の業務として対処する。</p>				
経過	<p>H13. 2.21 建築確認（荒川区）</p> <p>H17.11.18 姉歯物件が1件あることが判明</p> <p>11.22 荒川区マンション耐震問題対策本部を設置</p> <p>H18.10.22 GS 東鉄 基本計画策定業務委託契約締結</p> <p>H19. 4.12 GS 東鉄 実施計画策定業務委託契約締結</p> <p>GS 東鉄 コンサル業務委託契約締結</p>				
必要性	建築基準法に基づく違反是正指導及び居住者、周辺住民の安全確保は、実施する必要がある。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>区の業務は、三者協議会の対応及び建築基準法に基づく指導、誘導並びに支援と補助金業務などである。基本計画策定、実施計画策定、耐震改修工事などの一連の事業は、GS町屋管理組合が行う業務となる。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	-	-	-	-	0	0	31,560	
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	3,948	3,982	31,560	
人件費					-	5,978		
【事務分担量】（%）					-	70		
合計（+）	0	0	0	0	3,948	9,960	31,560	
国（特定財源）					2,632	1,991	14,654	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,316	7,969	16,906	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	耐震調査					3,948		
	基本計画策定費助成						3,982	
	実施計画策定費・コンサル委託費助成							9,576

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		耐震調査	3,948	基本計画策定費助成	3,982	実施計画策定費助成	5,250
						移転料・家賃助成	22,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	建築基準法に基づく違反是正 (耐震改修工事の実施)	-	-	30	30	100	工事はH19～20年度で実施予定
	居住者への適正な支援 (補助事業の実施)	-	-	30	30	100	設計、工事の各段階で補助事業を通して適正な支援を行う

問題点・課題 (指標分析)	<p>建築基準法改正により構造規定が変わり、H18年度末まで策定していた基本計画の見直しが必要になり、工事着手が大幅に遅れる見通しになった。居住者がこれまで検討に要してきた労力と時間が無駄になるなど、居住者の今後の前向きな取り組みへの誘導に不安がある。</p> <p>併せて、設計業務委託とコンサルティング業務委託の追加経費や年度当初の国費配当に対する変更対応など、多くの課題が発生した。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>(実施区 未実施区)</p> <p>保有水平耐力0.5以上のマンション17件 工事完了2件、工事中2件、未実施13件</p>

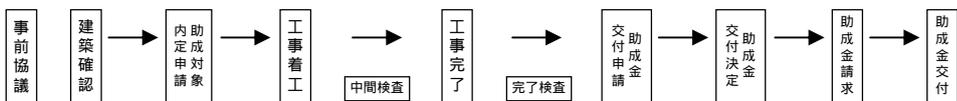
問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	法改正後における他事例等の情報提供と早期の見通しの確立を行う。	情報と見通しを把握のもとに前向きに検討する環境が整う。
	国、都への補助金申請等を通して、事業の進捗状況の説明を十分に行い、理解を得る。	事業関係者にとって無理のない計画で事業を行える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	地震による建物の損傷などによる危険を回避するために、早急な対応が必要である。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	和田・大竹・前川	内線	2828
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都市防災不燃化促進事業費(35-39-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	国：都市再生推進事業制度要綱及び事業費補助交付要綱 都：東京都防災密集地域整備促進事業制度要綱及び補助交付要綱	
終期設定	有 無	21 年度	法令等	区：荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野			
	政策	安心・安全のまちづくりの推進			
	施策	災害に強いまちづくりの推進			
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の財産を保全する。				
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。宅地建物取引業者が建築する販売を目的とする耐火建築物及び中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築する耐火建築物は除く。				
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1)基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。(区単含む) (2)加算助成 仮住居費<都単>(40万円) 三世代住宅<区単>(120万円) 共同・協調建替え<区単>(100万円) 賃貸用共同住宅<区単>(100万円) 住宅型不燃建築物助成 <都単>(4階以上の住戸面積に応じて助成)				
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定。助成額最低保障・共同化加算制度実施。 昭和60年 4月 三世代住宅加算制度実施。 平成元年 5月 協調建替え加算制度実施。 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度実施。 <事業実施地区> 放射12号線(補助107号線):H5.1～22.3、補助90号線:H9.4～20.3、補助90号線第二:H11.4～21.3 <事業終了地区> 小台通り:S59.8～H11.3、白鬚西 :S58.7～H13.3、尾竹橋通り:S62.6～H13.3、旭電化跡地周辺:H1.11～16.3、補助306号線:H2.9～H17.3、補助189号線:H9.4～19.3				
必要性	避難路沿道の耐火率を、災害時の広域避難場所への避難路の安全がほぼ確保されると言われている70%に近づけることを目的として、都市計画道路区域の地権者の生活再建及び街路事業推進のために、耐火建築物に対する建築費の助成を行う必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	150,016	185,123	82,871	109,935	62,716	57,509	54,779	
決算額(19年度は見込み)	132,220	74,477	77,072	67,728	23,028	52,989	50,474	
人件費					11,534	9,973		
【事務分担量】(%)					170	160		
合計(+)	132,220	74,477	77,072	67,728	34,562	62,962	50,474	
国(特定財源)	40,778	19,539	19,100	19,500	8,700	26,200	21,444	
都(特定財源)	32,826	21,602	19,295	18,440	5,150	17,144	14,076	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	58,616	33,336	38,677	29,788	20,712	19,618	14,954	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	放射12号線(補助107号線)地区	4	0	5	2	3	4	3
	補助90号線地区	1	2	1	1	0	3	3
	補助189号線地区	1	0	0	0	0	0	
	補助90号線第二地区	5	1	0	3	2	1	3

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	都市防災推進協議会研修会	35	都市防災推進協議会研修会	34	都市防災推進協議会研修会	51
	一般需要費	消耗品	162	消耗品	147	消耗品	150
	委託料		-		-	委託料	588
	交付金	建設事業助成金	62,454	建設事業助成金	52,748	建設事業助成金	53,925
	交付金	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	60

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	放射12号線(補助107号線)地区耐火率	40.6%	41.2%	41.5%	42.3%	70.0%	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)
	補助90号線地区耐火率	34.2%	34.8%	36.1%	37.0%	70.0%	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)
	補助90号線第二地区耐火率	28.8%	29.7%	30.5%	31.4%	70.0%	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)

(問題点・分析)	<p>地区の建替えが進まないため、目標に対して耐火率が上がっていない。 補助90号線地区は19年度で東京都負担金の交付が終了するが、耐火率が36%程度までしか上がっておらず、事業の延伸を行う必要があるため現在申請中である。しかし、採択されない場合は区単独の支出が発生する可能性がある。</p>
他区の実況	<p>(実施 15 区 32地区 未実施 3 区) 事業完了区 5区 48地区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報やチラシの各戸配布を行い、事業と助成制度を周知する。また、新たな事業周知の方法を模索する。	助成事業が認知されることにより、地区内の不燃化建築物への建替え意欲が増し、更新が進む。
補助90号線地区の事業延伸を行う。	5ヵ年延伸し、平成24年度まで事業を行うことにより、地区内の耐火率を目標値の70%に近づけることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	道路整備が完了している地区においては、用途地域制限により、建替え時には耐火建築物に更新されてゆくことから、助成がなくても自然更新による不燃化がなされる。しかし、広域避難場所への避難路を早期に確保する利点は大きく、また、道路整備実施時には地権者の生活再建築となることから、助成事業は不燃化の促進に資するものである。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業	部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	堀江・和田	内線	2828
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	密集住宅市街地整備促進事業費(35-42-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	62 年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）	
終期設定	有 無	H27 年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野			
	政策	安心・安全のまちづくりの推進			
	施策	災害に強いまちづくりの推進			
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、老朽住宅等の建替えを促進し公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。				
対象者等	南千住一・荒川一丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川五・六丁目地区、荒川二・四・七丁目地区の老朽家屋等の共同・協調建替の建築主、当該地区の細街路拡幅整備事業に係る後退用地の提供建築主、グリーンスポット等の公共施設用地の提供地権者。				
内容	<p>老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>建築費用の融資額の一部に対する利子補給は、平成18年度に廃止した。</p> <p>細街路拡幅 細街路拡幅整備事業に係る後退用地の無償使用提供者について、その整地に要する経費の一部を助成する。</p> <p>公共施設整備 国・都の補助金を活用し、道路・公園・広場等のオープンスペース、防災関連施設の整備を行う。</p> <p>事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図る。</p> <p>延焼遮断帯形成事業 国の補助金を活用し、密集市街地において比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した場合でも、通常火災程度に抑え、市街地大火への拡大を防止する(平成19年度～23年度までの時限事業)。</p> <p>安全安心建替制度 主要生活道路において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する、荒川区独自の制度(平成19年6月1日施行)。</p>				
経過	荒川五・六丁目地区事業導入（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成23年度） 33.6ha 南千住一・荒川一丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成20年度） 15.1ha 町屋二・三・四丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成20年度） 43.5ha 荒川二・四・七丁目地区事業導入（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成27年度） 48.5ha 防災生活圏促進事業の終了に伴い尾久地区に密集住宅市街地整備促進事業を導入予定 164.2ha				
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が入り組み、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集するなど、災害時の延焼の危険が高く（東京都・地震に関する「第5回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度<総合>が4～5と判定されている）、延焼遮断帯の形成、建築物の不燃化、消防困難地域の解消等多くの課題を抱えている。防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃建築物への建替誘導、防災街区整備地区計画への合意形成等を行う。これらを円滑に進めるため、専門コンサルタントに事業推進活動を委託する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	116,697	149,478	96,864	88,075	89,373	98,298	174,536	
決算額（19年度は見込み）	66,828	67,675	44,146	60,094	63,376	75,260	133,630	
人件費					31,028	33,270		
【事務分担当】（%）					360	440		
合計（+）	66,828	67,675	44,146	60,094	94,404	108,530	133,630	
国（特定財源）	14,422	6,336	5,405	13,941	10,025	16,898	54,185	
都（特定財源）	26,192	25,875	19,063	21,788	23,450	17,484	39,012	
その他（特定財源）								
一般財源	26,214	35,464	19,678	24,365	60,929	74,148	40,433	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	不燃建築物への建替助成	18戸	14戸		10戸	16戸	12戸	
	公園等の整備				1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品購入	323	消耗品購入	95	消耗品購入	192
	委託料	事業推進活動委託他	16,501	事業推進活動委託他	45,286	事業推進活動委託他	65,878
	負担金補助及び交付金	建設事業補助	21,225	建設事業補助	6,993	建設事業補助	77,200
		利子補給他	25,777	利子補給他	22,886	利子補給他	25,276
						工事請負費	5,990

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
標	不燃領域率	46.5%	46.5%	41.3%	50.0%	65.0%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地の比率（18年のデータ）
	空地率	16.7%	16.7%	18.7%	19.0%	20.0%	土地面積に対する道路、公園等の比率（18年のデータ）
	老朽住宅率	59.1%	59.1%	63.8%	55.0%	50.0%	事業地区全建物戸数に対する老朽住宅戸数の比率（18年のデータ）

（問題点・課題）
 事業地区の周辺は都市計画道路等が囲んでおり、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいる。しかし、道路の後背部は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、複雑な権利関係と居住者の高齢化など不利な要件が重なって、耐火建築物への建替えが進まない状況にある。地区内は、公園・広場等の公共施設の整備も不十分であり、また、狭く曲がりくねった道路が多いため、消防活動困難区域が多く存在する。
 この消防活動困難区域解消のためには、優先整備路線及び主要生活道路等の拡幅整備が必要であるが、住宅等の敷地面積が狭小であるため、道路拡幅に伴う建替えが困難となるケースが多い。

他区の実況
 （実施 18 区 未実施 4 区）千代田・中央・港・江東
 地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている区もあり、また街路事業や不燃化事業などを複合的に組合せ密集事業に相乗効果を求める区などがある。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地元協議会を通して、町会等と連携し、優先整備路線や主要生活道路の拡幅整備及び地区計画の導入について沿道住民の合意形成を図る。	地区計画等の規制・誘導により、沿道の建替が進むことで道路の拡幅整備が進み、消防活動困難区域が解消される。また事業終了後も道路拡幅が担保される。
20年度に事業終了予定の南千住一・荒川一丁目地区及び町屋二・三・四丁目地区の事業期間を延伸するために必要な手続を進める。	南千住一・荒川一丁目地区及び町屋二・三・四丁目地区は、依然として木造家屋が密集する等災害に弱い状況にあり、本事業を継続することにより、防災性の向上が図られる。
尾久地区への密集事業導入及び地区計画の導入を図るため、調査・検討・地元調整及び地区計画策定に向けた検討を行う。	事業の導入及び地区計画の導入を同時期に実施することで、防災性の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	老朽化した木造住宅が密集している荒川区において、本事業はまちづくりの最重要課題である。木造住宅密集地域における防災性の向上を図るには、本事業の推進が不可欠である。

議会質問状況（要旨）
 平成16年3定「老朽木造密集市街地における建替えの推進策について」
 平成17年3定「密集事業の現状・荒川二丁目への事業導入・荒川五・六丁目地区への取組みについて」
 平成18年3定「密集市街地における生活道路について」

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	防災生活圈促進事業	部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	和田・渡邊	内線	2828
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	防災生活圈促進事業費(35-63-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	国都市再生推進事業制度要綱及び事業費補助交付要綱	
終期設定	有 無	18 年度	法令等	都東京都防災密集地域整備促進事業制度要綱及び補助交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野			
	政策	安心・安全のまちづくりの推進			
	施策	災害に強いまちづくりの推進			
目的	災害時の市街地火災を防止するため、延焼遮断帯の整備（地区防災道路の整備や公園等の公開空地の整備等）と、これによって囲まれた圏域内での防災まちづくりによって、「火をださない」「火をもらわない」ブロックを形成し、逃げないですむまちをつくる。				
対象者等	尾久・町屋・荒川地区 約242ha 隅田川、小台通り、都電通り、旭電化通り、尾竹橋通り、明治通り、荒川遊園通りに囲まれた区域				
内容	耐火建築物建築促進助成・地区防災道路の整備 延焼遮断帯を補完し、避難経路や避難場所の機能を確保するため、地区防災道路と一時集合場所及び避難所周辺の建築物の不燃化を促進する。 道路・小公園等の地区施設の整備 地区内の防災機能を強化するため防災広場の整備、グリーンスポット設置、細街路拡幅等を行う。 住民組織の活動支援 地域住民組織（連絡会等）の自発的活動を支援して、防災まちづくり活動の浸透と活性化を図る。				
経過	平成 7 年度 事業実施の届出、事業地区指定承認（尾久東地区） 平成 8 年度 推進計画承認、防災まちづくり事業開始 平成 9 年度 尾久地区防災まちづくり連絡会発足 平成 11 年度 事業地区追加承認（西尾久六丁目全域、西尾久三丁目一部） 尾久東地区防災まちづくり連絡会発足 平成 12 年度 事業地区追加承認（荒川五・六丁目、町屋二・三・四丁目他） 平成 13 年度 尾久地区と尾久東地区が合併して尾久地区防災まちづくり連絡会結成 平成 18 年度 事業終了。 尾久地区（164ha）について密集市街地整備促進事業への移行を国・東京都と協議中				
必要性	尾久・町屋・荒川地区は、東京都防災都市づくり推進計画（平成9年3月策定・平成16年3月改定）に基づく重点整備地域内に位置し、効果的な施策により早急に防災機能の強化を図る必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	30,870	39,170	29,270	20,070	14,670	17,877	-	
決算額（19年度は見込み）	12,450	22,160	9,966	9,848	14,670	13,070	-	
人件費					8,947	9,973	-	
【事務分担量】（%）					160	160	-	
合計（+）	12,450	22,160	9,966	9,848	23,617	23,043	-	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	-	
都（特定財源）	4,130	7,363	3,295	2,696	4,332	3,799	-	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	-	
一般財源	8,320	14,797	6,671	7,152	19,285	19,244	-	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	耐火建築物助成	2件	7件	3件	3件	6件	5件	-
	準耐火建築物助成	3件	4件	3件	2件	制度廃止		-
	三世代・仮住居加算	4件	4件	3件	4件	4件	5件	-
	住民組織活動支援	支援	支援	支援	支援	支援	支援	-

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品	70	消耗品	70	-	-
	交付金	建設事業補助金	14,400	建設事業補助金	12,800	-	-
	交付金	活動支援	200	活動支援	200	-	-

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	尾久地区不燃領域率	48.05%	48.05%	54.92%	-	65.00%	空地と不燃建築物から算出した領域率 (平成8年度41.18%、平成13年度48.05%)
	町屋・尾久地区 延焼遮断帯形成率	48.00%	48.00%	57.00%	-	75.00%	道路幅員毎の沿道建物の不燃化達成率 (平成15年度 48.00%)
	耐火建築物促進助成達成率	40.00%	53.33%	59.40%	-	100.00%	推進計画における計画棟数に対する実績棟数の割合(%)

(問題点・課題 指標分析)	<p>本事業は平成18年度で終了したが、荒川・町屋を除く尾久地区（164.2ha）について、防災まちづくり活動を継続するため、密集住宅市街地整備促進事業への移行導入を図る必要がある（平成19年度 事業計画等作成）。</p>
他区の実況	<p>（実施 13 区 未実施 7 区） 平成18年度末現在</p> <p>事業完了 2区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度で事業終了。

(要旨) 議会議決状況	<p>平成17年3定 「事業終了後の防災まちづくり事業の継続について」</p>
----------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	鈴木 一嘉	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	近隣まちづくり推進事業費（35-72-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区まちづくり・建築紛争相談員設置要綱等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者、区内のまちづくり団体。				
内容	<p>1 建替え等総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口及び専門家による相談、まちづくりサポーターの派遣 ・ コンサルタントの派遣、建替え助成による支援 ・ 情報スポットコーナー、ホームページによる情報提供 <p>2 近隣まちづくり推進制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世帯住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。 ・ 平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。これにより一定の実績が期待でき、木造密集市街地の改善が進む。 				
経過	<p>1 建替え等総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 <p>2 近隣まちづくり推進制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年7月、近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・ 平成15年9月、推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・ 平成17年2月、認定基準一部改正 ・ 平成19年3月、認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・ 平成19年6月、支援制度要綱一部改正 				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 専門家（建築士・税理士）による相談は、東京都建築士事務所協会荒川支部・東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	14,311	10,450	14,561	10,003	6,168	8,913	12,491	
決算額（19年度は見込み）	10,528	9,161	8,963	6,275	5,451	8,648	12,491	
人件費					14,283	7,071		
【事務分担量】（%）					390	90		
合計（+）	10,528	9,161	8,963	6,275	19,734	15,719	12,491	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	10,528	9,161	8,963	6,275	19,734	15,719	12,491	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	一般相談	481	850	824	667	869	838	791
	専門相談	11	10	9	13	1	9	8
	まちづくりサポーター派遣	24	17	32	27	29	24	27
	近隣まちづくり推進制度			0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬	5,172	非常勤職員報酬	7,778	非常勤職員報酬	7,779
	委託料	専門相談	253	専門相談	190	専門相談	127
	報償費	コンサル派遣等	0	コンサル派遣等	0	コンサル派遣等	214
	需用費	消耗品	25	消耗品	0	消耗品	90

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	一般相談件数	667	869	838	791		
	近隣まちづくり推進制度	0	0	0	1	3	

（問題点・課題）	近隣まちづくり推進制度を有効に活用するためには、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、これらに対する支援が必要である。また、複数の関係権利者の権利及び意見等の調整を担うことができるコンサルタントが少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
密集事業地区においては、近隣まちづくりのコンサルタントだけではなく、密集事業のコンサルタントも有効に活用して、積極的に権利及び意見等の調整を行い、早期の住民合意に向け取り組んでいく。	早期に住民合意が成立し、事業の実現性が高くなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは極めて高く、今後も利用が見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に大きく寄与するもので、住環境改善のための手法として必要不可欠である。

議会議決要旨	H18二定 「不接道宅地対策について」 H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	木造住宅耐震補強推進事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	加藤 雅由	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	木造住宅耐震補強推進事業(35-36-72-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	17年度	根拠	荒川区木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	有 無	19年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	密集した市街地にある木造住宅のうち、大規模地震による倒壊等の危険な状況にある建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産の安全を確保する。				
対象者等	木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した総面積の1/2以上が自己用住宅である建物）の所有者で、現在居住している者。				
内容	補助の内容 1 耐震診断 無料で耐震診断士を派遣し、簡易な耐震診断を実施する。 2 耐震補強工事支援 耐震診断の結果、耐震補強工事が必要な場合は100万円を限度として耐震補強工事に要する費用の2/3を補助する。				
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成18年4月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成18年7月 木造住宅耐震補強推進事業実施要領一部改正 平成19年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正				
必要性	当区では木造住宅が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建築物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 診断申請・工事補助金交付申請 事業要件の確認 診断の実施・工事補助金の交付				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額					3,750	3,750	2,750	
決算額（19年度は見込み）					1,350	800	2,750	
人件費					4,310	4,270		
【事務分担当量】（%）					50	50		
合計（+）	0	0	0	0	5,660	5,070	2,750	
国（特定財源）					975	640	1,250	
都（特定財源）						20	491	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	4,685	4,410	1,009	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	耐震診断事業（件）					25	10	25
	耐震補強工事支援事業（件）					2	1	4

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	耐震診断		750			
報償費				耐震診断	300	耐震診断	750
負担金及び補助金	補強工事		600	補強工事	500	補強工事	2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	耐震診断事業(件)	-	25	10	25	-	
	耐震補強工事支援事業(件)	-	2	1	4	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物・建築基準法以前の建物が少なく、当該事業の対象とならない ・区民の耐震化に対する意識 ・耐震診断から耐震補強工事までなかなか進まない
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	改善により期待する効果
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	
町会等の地域を通じてのさらなるPR活動	耐震診断及び補強工事件数の増大

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	本区面積の約6割は、東京都の防災都市づくり推進計画において、地域危険度が高く、老朽化した木造建物が集積するなど、震災時に甚大な被害が想定される整備地区に指定されている。また国では、平成27年までに大震災でも倒壊しないよう「耐震補強」を済ませた住宅の割合を90%までに引き上げる数値目標を定めた。このような中、縮小廃止は考えられない。よって周知・実施方法を検討し、実績数の増大に努める。

議（要質問状）	H16 四定 「耐震補強工事の助成制度について」 H17 三定 「耐震補強工事助成の拡充、積極的な周知について」 H18 二定 「耐震補強制度の促進・拡充について」
---------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	分譲マンション耐震診断事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	加藤 雅由	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	分譲マンション耐震診断事業費(35-36-73-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19年度	根拠	荒川区分譲マンション耐震診断事業実施要綱	
終期設定	有 無	21年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区内の分譲マンションの耐震診断を行う際に、必要な費用の一部を区が補助することにより、分譲マンションの耐震化の促進を図り、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守る。				
対象者等	分譲マンション（昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した3階以上の建築物）の管理組合又は区分所有者の代表者。				
内容	補助の内容 対象建築物1棟につき、耐震診断に要した費用の1/2とし、100万円を限度とする。 ただし、対象建築物の設計図書の作成費用は、含まないものとする。				
経過	平成19年2月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定				
必要性	構造計算書偽装問題の発覚に伴い、分譲マンションに居住する区民は、建物の耐震性能に不安を持っている。マンションは多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であり、一旦罹災した場合、その再建には通常の建物以上に困難を伴うことが多い。そのため、マンション入居者が居住する建物の耐震性能を把握し、予め必要な措置を講じられるようにしておく。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 診断申請 事業要件の確認 診断の実施 耐震診断補助金の交付				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	5,000
	決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	5,000
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	5,000
	国（特定財源）							2,500
	都（特定財源）							1,000
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,500	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	耐震診断事業（件）							5

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					耐震診断	5,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	耐震診断事業(件)	-	-	-	5	5	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の耐震化に対する意識 ・ 多くの区分所有者等による耐震診断への合意形成が容易ではない
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報やホームページ等によるさらなるPR活動	耐震診断件数の増大

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	B	国では、平成27年までに大震災でも倒壊しないよう「耐震補強」を済ませた住宅の割合を90%までに引き上げる数値目標を定めた。また、都では平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までの住宅の耐震化率の目標を90%に設定した。このような中、縮小廃止は考えられない。よって周知・実施方法を検討し、実績数の増大に努める。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の策定		部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
			担当者名	大西 一郎	内線	2841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）						
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律		
終期設定	有 無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。					
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物					
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・ 住宅 90% ・ 民間特定建築物 90% ・ 防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成19年度から平成27年度の9年間					
経過・予定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年 6月 計画策定のための策定委員会を設置。 ・平成19年 7月 計画の策定開始、委員会の開催を4回程度予定。 ・平成19年 11月 素案の決定、建設環境委員会報告。 ・平成19年 12月 パブリックコメントの実施。 ・平成20年 2月 パブリックコメントを踏まえ、計画の策定 ・平成20年 2月下旬 計画を決定 ・平成20年 3月上旬 建設環境委員会報告 ・平成20年 3月下旬 計画公表 					
必要性	都は防災会議による被害想定を半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定し、区市町村における計画の策定指針を示して計画策定を指導した。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、耐震改修を円滑に促進するためにも本計画の策定が必要。					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）					

	（単位：千円）						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移							
予算額	-	-	-	-	-	-	-
決算額（19年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
人件費							
【事務分担量】（%）							
合計（+）	0	0	0	0	0	0	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移							
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	住宅の耐震化率			73%	74	90%	耐震性のある住宅戸数 / 全体住宅戸数

（問題点・課題）	建物の耐震化率等、東京都耐震改修促進計画（平成19年3月策定）との整合性。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 21 区） 平成19年度中に21区策定予定

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
耐震化に係る啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策の確立。おおむね3年ごとに計画に対する実績等の検証を行う。	地震被害の軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	A	都市の防災性の向上、震災から区民の生命・財産を守るため緊急を要する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--